平成28年４月から

国民健康保険の税率などが変わります！！

本市の国民健康保険は、県内28市で比較すると最も低額な国民健康保険税であることに加え、加入者の高齢化や医療技術の高度化などの理由により医療費が年々増加していることから、財政状況は大変厳しくなっています。平成26年度には基金が無くなり、平成27年度の決算では、歳入の不足が見込まれています。本市としても、ジェネリック医薬品の利用促進や生活習慣病の重症化予防などの医療費の抑制に取り組んでいますが、それでもなお、国民健康保険財政運営は厳しい状況です。

国民健康保険は、加入者に納めていただいている国民健康保険税と、国や県、市の公的財源によって運営されています。国民健康保険事業の安定的な運営を図るためには、医療費の抑制や国民健康保険税の収納率向上を図るとともに、保険給付費などの歳出の伸びに見合うように、国民健康保険税率などを見直ししていくことが必要です。

このため、平成 28 年度の国民健康保険税率などを下表のとおり改定します。

加入しているみなさんには、負担をお願いすることとなりますが、
国民健康保険財政の厳しい状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

●国民健康保険税率等改定状況

区　分	医療給付費等分（0歳から74歳までの人）		後期高齢者支援金分（0歳から74歳までの人）		介護納付金分（40歳から64歳までの人）	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	8.20%	6.63%	3.00%	4.97%	1.90%	3.67%
均等割（一人当たり）	12,600円	20,915円	6,650円	15,674円	6,100円	14,568円
平等割（一世帯当たり）	23,800円	17,882円	4,900円	13,401円	2,800円	8,856円

医療費のお知らせをお届けしています

国民健康保険をはじめとする公的医療保険では、医療機関を受診した際、医療機関の窓口で医療費の一部（一部負担金）を支払うだけで医療を受けることができるので、医療費の総額が意識しにくいしくみになっています。

そこで、田川市国民健康保険では、医療費負担のしくみや健康について理解を深めてもらうために、２か月ごとに年６回「医療費のお知らせ」を各世帯に郵送し、みなさんの医療費をお知らせしています。

「医療費のお知らせ」をご覧いただき、受診状況をふり返って、健康な体づくりや病気の早期発見、早期治療を心掛けてください。

なお、「医療費のお知らせ」の記載内容が医療機関発行の領収書などと異なる場合は、問い合わせください。

◆問い合わせ

［国民健康保険税の税率改定・医療費のお知らせに関すること］
市民課保険係　☎44－2000（内線116・117）

［国民健康保険税の賦課に関すること］
税務課市民税保険税係　☎44－2000（内線201・202）